平成２６年（フ）第３１４号
千葉市中央区松波２丁目15番８号　フォレスト西千葉308号
債務者　富森　愛健
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３１６号
千葉県船橋市咲が丘４丁目34番８棟101号
債務者　大野　省二
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５２号
新潟県刈羽郡刈羽村大字割町新田211番地８
債務者　西脇　民子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
高知市春野町平和407番地
債務者　武田　泰子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９２０号
大阪府豊中市上津島２丁目５番33号
債務者　吉馴　　功
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９５０号
大阪市城東区野江３丁目27番７―313号
債務者　澤田　　悠
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９号
北海道根室市定基町１丁目30番地２
債務者　加藤　智也
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第３３８号
東京都あきる野市野辺465番地１井草アパート203号
債務者　丸山　健朗
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１００号
愛知県豊橋市南栄町字空池100番地　７―501、従前の住所愛知県豊橋市西高師町字小谷58番地の７
債務者　塩野谷知春
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１０８号
愛知県豊橋市草間町字東山121番地、従前の住所愛知県豊川市東豊町１丁目81
債務者　坂口　幹夫
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第８１５号
横浜市鶴見区北寺尾７―32―16　アミニティハイツＢ202、住民票上の住所千葉県柏市大津ケ丘１丁目54番　１棟301号
債務者　空　　真弓
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２号
釧路市堀川町４番11号　アペックス壱番館301
債務者　皆川　伸行（旧姓室屋）
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第３９号
岡山県瀬戸内市長船町福岡983番地５
債務者　藤田　雅子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７７号
岡山市中区藤崎646番地２　フォートレス藤崎201、旧住所岡山市中区雄町289番地１
債務者　小橋　和美
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６１７号
横浜市緑区鴨居４丁目76番13号　イプシロン402号
債務者　山賀　敏美
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１６号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目７番20号　シティハイム海岸通り102号
債務者　吉岡由喜子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部